

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について（平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 土地利用調整計画に係る運用</p> <p>1 市町村における調整</p> <p>市町村農業担当機関は、市町村の地域未来投資促進法担当部局から、地域未来投資促進法第11条第1項に規定する土地利用調整計画（以下「土地利用調整計画」という。）であって、同条第2項第1号に規定する土地利用調整区域（以下「土地利用調整区域」という。）に農用地区域内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地を含むものの作成又は変更に当たり確認等を求められたときは、次に掲げる事項についてそれぞれ確認の上、必要な調整を行うことが適当である。</p> <p>特に、(3)②イ、エ及びオに掲げる事項の確認に当たっては、市町村農業担当機関は、重点促進区域内における土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、市町村の土地改良事業担当部局に確認し、必要に応じて、土地利用調整区域と土地改良事業の実施地区又は予定地区との調整を行うことが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 土地利用調整区域に農地を含める場合の調整方針</p> <p>ア 農用地区域外での開発を優先すること</p> <p>基本方針第1～(2)①に基づき、重点促進区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の土地その他農用地区域外の土地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地があるにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。</p> <p><u>なお、やむを得ない理由の判断基準としては、例えば、既存の工場及び工業団地の敷地の拡張を行う場合において、生産拡大のためにこれと関連のある既存の生産ラインを増設することが必要であることその他の既存施設と一体的な土地利用が必要かつ適当と判断され、拡張用地の位置選定に任意性がないことなどが考えられる。</u></p> <p><u>また、道路、排水環境等のインフラ整備の状況や、増設される施設が周辺に振動や騒音の影響を与えるなどの当該施設の特殊性が、拡張用地の位置選定に当たって考慮すべき事項となる場合もあると考えられる。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>土地利用調整計画の都道府県知事の同意</u></p> <p><u>地域未来投資促進法第11条第3項の規定に基づき、市町村が作成した土地利用調整計画に都道府県知事が同意する場合には、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して総合的に判断することが望ましい。</u></p> <p>第3 地域経済牽引事業計画に係る運用</p> <p>都道府県知事は、地域未来投資促進法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）について、同項の規定による承認又は同条第8項の規定による同意をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項等の記載があるときは、同条第5項又は第9項に基づき、その内容が同法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画（以下「同意土地利用調整計画」という。）に適合することを確認する必要がある。</p> <p>また、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定により承認された地域経済牽引事業計画</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 土地利用調整計画に係る運用</p> <p>1 市町村における調整</p> <p>市町村農業担当機関は、市町村の地域未来投資促進法担当部局から、地域未来投資促進法第11条第1項に規定する土地利用調整計画（以下「土地利用調整計画」という。）であって、同条第2項第1号に規定する土地利用調整区域（以下「土地利用調整区域」という。）に農用地区域内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地を含むものの作成又は変更に当たり確認等を求められたときは、次に掲げる事項についてそれぞれ確認の上、必要な調整を行うことが適当である。</p> <p>特に、(3)②イ、エ及びオに掲げる事項の確認に当たっては、市町村農業担当機関は、重点促進区域内における土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、市町村の土地改良事業担当部局に確認し、必要に応じて、土地利用調整区域と土地改良事業の実施地区又は予定地区との調整を行うことが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 土地利用調整区域に農地を含める場合の調整方針</p> <p>ア 農用地区域外での開発を優先すること</p> <p>基本方針第1～(2)①に基づき、重点促進区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の土地その他農用地区域外の土地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地があるにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 地域経済牽引事業計画に係る運用</p> <p>都道府県知事は、地域未来投資促進法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）について、同項の規定による承認又は同条第8項の規定による同意をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項等の記載があるときは、同条第5項又は第9項に基づき、その内容が同法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画（以下「同意土地利用調整計画」という。）に適合することを確認する必要がある。</p> <p>また、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定により承認された地域経済牽引事業計画</p>

(以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に基づく施設の整備に当たり、当該施設の用地に農用地区域内の土地が含まれる場合には、農用地区域からの除外が必要であり、農地又は採草放牧地が含まれる場合には、農地転用許可が必要である。

これらの場合において、農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第8条第1項第3号柱書に規定する要件を満たしていなければすることができない。また、農地転用許可については、農地法第4条第6項第3号から第5号まで並びに第5条第2項第3号から第5号までに規定する不許可事由に該当しないものでなければ農地転用許可権者は行うことができない。

このため、地域経済牽引事業計画に記載された施設用地に農用地区域内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地が含まれる場合には、当該施設用地での施設の整備に関して農用地区域からの除外及び農地転用許可に係る措置を適用することが適当か否かについて、都道府県の地域未来投資促進法担当部局及び農業担当部局が次のように計画内容を確認の上、必要な調整を行うことが適当である。また、この確認及び調整について、都道府県農業担当部局は市町村農業担当機関と連携して行うことが望ましい。

1～3 (略)

第4・第5 (略)

(以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に基づく施設の整備に当たり、当該施設の用地に農用地区域内の土地が含まれる場合には、農用地区域からの除外が必要であり、農地又は採草放牧地が含まれる場合には、農地転用許可が必要である。

これらの場合において、農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第8条第1項第3号柱書に規定する要件を満たしていなければすることができない。また、農地転用許可については、農地法第4条第6項第3号及び第4号並びに第5条第2項第3号及び第4号に規定する不許可事由に該当しないものでなければ農地転用許可権者は行うことができない。

このため、地域経済牽引事業計画に記載された施設用地に農用地区域内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地が含まれる場合には、当該施設用地での施設の整備に関して農用地区域からの除外及び農地転用許可に係る措置を適用することが適当か否かについて、都道府県の地域未来投資促進法担当部局及び農業担当部局が次のように計画内容を確認の上、必要な調整を行うことが適当である。また、この確認及び調整について、都道府県農業担当部局は市町村農業担当機関と連携して行うことが望ましい。

1～3 (略)

第4・第5 (略)